

は、今回、日本電氣の悖法不信の誠首に對して極度の憤慨を禁し得ない。若し日本電氣會社當局が及有士なげれば、吾々には又吾々の戦ふべき武器がある。敢て諸君の賢慮に懇へ

一月廿三日 関東鉄工組合 田町支部



勞務甲第九三號

大正十三年一月廿五日

警視總監 赤池 環

内務大臣水野鏗太郎殿

東京警備司令官山梨半造殿

社會局長官池田 宏殿

京都大臣神奈川、兵庫、愛知、

靜岡、千葉、埼玉、栃木、群馬、

茨城、山梨各府縣知事殿

司法省刑部局長殿

東京鐵道新橋檢事長殿

東京地方裁判所檢事正殿

13. 1. 30  
26号